

添付法令資料 3 :

インドネシア銀行消費者保護実施手続に関する 2021 年 9 月 9 日付インドネシア
中央銀行理事会規則 No.23/17/PADG/2021 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 公開性及び透明性の原則
 - 第 1 節 商品及び／又はサービスに関する情報 (第 4 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 商品及び／又はサービスに関する情報サマリーの作成 (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 3 節 マーケティング及び広告活動のための商品及び／又はサービスに関する情報の作成 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 4 節 運営者による情報提供 (第 11 条)
- 第 3 章 教育及びリテラシーの原則 (第 12 条ないし第 15 条)
- 第 4 章 消費者データ及び／又は情報保護の原則 (第 16 条ないし第 19 条)
- 第 5 章 効果的なクレーム処理及び解決の原則
 - 第 1 節 クレームを処理及び解決する機能 (第 20 条ないし第 23 条)
 - 第 2 節 クレーム処理及び解決のメカニズム (第 24 条ないし第 28 条)
- 第 6 章 インドネシア銀行によるクレーム処理
 - 第 1 節 インドネシア銀行に対するクレーム提起 (第 29 条ないし第 32 条)
 - 第 2 節 インドネシア銀行に対するクレーム及び通信書面の提出場所 (第 33 条)
 - 第 3 節 インドネシア銀行による消費者クレーム処理 (第 34 条)
 - 第 1 款 コンサルティング (第 35 条)
 - 第 2 款 便宜 (第 36 条ないし第 42 条)
- 第 7 章 報告手続 (第 43 条)
 - 第 1 節 教育実施計画報告書 (第 44 条)
 - 第 2 節 教育実施報告書 (第 45 条)
 - 第 3 節 消費者クレーム処理及び解決報告書 (第 46 条)
 - 第 4 節 報告書の提出 (第 47 条ないし第 49 条)
- 第 8 章 監督 (第 50 条ないし第 53 条)
- 第 9 章 行政処分の賦課手続 (第 54 条)
- 第 10 章 終則 (第 55 条及び第 56 条)